

研究費の適正な管理・運営活動に関する取組活動

不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分について

取引停止等の処分の対象は以下のとおりとする。

- (1) 契約の履行に当たって、故意に工事・製造を粗雑にした者、物件・物品の品質・数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害した者、不正の利益を得るために連合した者
- (3) 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
- (4) 契約の履行に当たって、上記に該当する事実があった後2年を経過しない者を代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 処分方針は以下のとおりとする。

第1項に記載の事実があった後、2年間は契約の相手方として制約する。

癒着の防止に向けた取り組み状況について

(取引業者との癒着防止)

発注又は契約する際は、各種助成金の定めに準じて行うこととしている。発注又は契約を研究者に委任する場合においても、代表取締役社長は、研究者と取引業者との癒着を防止するため取引状況の管理を行い、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。発注及び契約内容については契約当事者以外の者（片桐専務取締役または蒲池参与）が確認を行う。